

決議第 2 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第 100 条第 13 項及び八重瀬町議会会議規則第 129 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和 5 年 6 月 19 日

八 重 瀬 町 議 会
議 長 神 谷 たか子

記

1、町村議会正副議長・正副委員長研修会

- (1) 目 的：講演会
- (2) 派遣場所：ちやたんニライセンター（カナイホール）
- (3) 期 間：令和 5 年 8 月 16 日（水）午後 2 時 00 分～
- (4) 派遣議員：正副議長・正副委員長